

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の

再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 24 年 5 月

そうま農業協同組合

目 次

1	平成 24 年 2 月期決算の概要	
(1)	経営環境	・・・ 1
(2)	震災復興への取組み体制	・・・ 1
(3)	決算の概要	・・・ 2
(4)	自己資本比率の状況	・・・ 4
2	農業者等に対する信用供与の円滑化その他当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1)	農業者等に対する信用供与の円滑化の方策	・・・ 5
(2)	担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策	・・・ 10
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	・・・ 11
(4)	東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	・・・ 16
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・ 27
3	剰余金の処分の方針	・・・ 29
4	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保の方策	
(1)	経営管理体制	・・・ 29
(2)	業務執行に対する監査又は監督の体制	・・・ 29
(3)	地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み	・・・ 30
(4)	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況	・・・ 30

1 平成 24 年 2 月期決算の概要

(1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災・原発災害により、管内住民を始め、地域経済・農業・農村は甚大かつ未曾有の被害に遭遇しました。

とりわけ、原発事故による避難区域の指定等により、管内住民の多くが避難生活を余儀なくされている状況にあり、雇用情勢の悪化、個人消費の減退、住宅建設・設備投資の低迷等、地域経済全体が大きな打撃を受けています。

また、管内農業については、農産物の作付・出荷制限や風評被害を受け、農家収入は減少しており、当組合の農産物販売事業はもとより、購買・信用・共済事業の主力事業のほか全事業に影響が続いている状況にあります。

なお、既に管内各市町村の復興計画が策定されており、復旧・復興に向けた動きは本格化しつつありますが、依然として多数の住民が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされているほか、除塩・除染対策を伴う農地の復旧は着手された段階であり、組合員・利用者を取り巻く環境はかつてないほどの厳しさに直面しています。

(2) 震災復興への取組み体制

このような環境のなか、当組合は、被災地域の農業協同組合として、農業者に対する信用供与の円滑化と被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげてさまざまな施策に鋭意取り組んでおります。

この方針のもと、当組合は、管内の震災復興に向けて被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくためには、予防的な自己資本の増強により健全な財務基盤を確保することが必要と判断し、平成 24 年 2 月 24 日に社団法人ジェイエイバンク支援協会および農水産業協同組合貯金保険機構から、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下、「再編強化法」という。）附則第 3 条第 1 項に基づく 99 億円の資本支援を受けました。

この資本増強により、当組合の平成 23 年度決算期末における自己資本比率は 25.21% と大幅に改善し、今後、地域経済の状況等に急激な変動が生じた場合でも、安定した財務基盤を確保したうえで、復興支援に向けた金融仲介機能を十全に発揮できる体制といたしました。

今後とも、当組合は、再編強化法に基づき策定した信用事業強化計画を着実に実行し、農業者等に対する信用供与の円滑化と被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努めてまいります。

(3) 決算の概要

a 資産・負債の状況

(a) 貸出金残高(単体)

貸出金残高(末残)は、平成23年2月末対比41億円減少の244億円となりました。

概況としては、被災者等のニーズを踏まえた災害関連資金の対応を継続実施したものの、震災直後の資金需要の急激な減退やその後の建物共済金や原発損害賠償金等によって繰上げ返済が増加したことによるものです。

農業関連貸出については、津波被災農地の除塩作業や原発事故に伴う放射能物質等の除染作業が着手された段階で、管内一部を除き作付制限・自粛が継続しているなかでは営農再開にかかる農業者の借入需要の喚起までに至らず、返済が進捗し1億99百万円の減少となりました。

その他事業関連貸出についても、賃貸住宅建設等を中心に、震災直後の投資抑制による資金需要の急減、その後の復旧・復興動向についての先行き不透明感を背景に返済を進める動きが強く、約定弁済等が進捗した結果、5億91百万円の減少となりました。

生活関連貸出については、生活再建にかかる復興関連の個人借入需要が本格化していない一方、共済金や賠償金等により増加した手元資金により将来不安から一旦返済したい旨の動きも多く、住宅ローンで9億13百万円の減少、その他生活資金使途の貸出についても8億73百万円の減少となりました。

その他、貸出金全般において、震災・原発事故に伴う管内経済活動の停滞や住民生活の混乱等により資金需要は減退し、新規貸出が伸び悩んだ一方で、約定返済の進捗や繰上償還増加による返済基調が続き、被災者等の営農再開・生活再建ニーズを踏まえた資金対応にも取組みましたが、貸出金全体で前年対比減少となりました。

(b) 賦金残高(単体)

貯金残高(末残)は、組合員・利用者分の震災にともなう建物共済金や義援金等のほか東京電力からの原発事故損害賠償金等の受入れ額の増加、年度下期以降、管内組合員・利用者等との接点強化等を図りながら新規の年金受給口座開設をいただいた結果として年金振込額が増加したこととともに、被災直後で将来的な生活等のための手持ち資金として確保する動きもあって、平成23年2月末対比553億円増加の1,470億円となりました。

< 主な勘定の推移 >

(単位 ; 百万円)

	平成 24 年 2 月末 実績	平成 23 年 2 月末 実績	前年対比増減
資産	170,587	105,346	+ 65,241
うち預金	127,986	54,440	+73,546
うち貸出金	24,412	28,515	4,103
農業関連	1,174	1,373	199
その他事業関連貸出	1,868	2,459	591
住宅ローン	7,090	8,003	913
その他生活関連貸出	2,573	3,446	873
地公体貸出	3,815	4,079	264
うち固定資産	6,154	6,421	267
負債	155,328	98,636	+ 56,692
うち貯金	147,002	91,714	+ 55,288
純資産	15,259	6,709	+8,550

b 損益の状況（単体）

信用事業において貯金増加による運用資産増加に伴う預金利息の増加、共済における新規契約獲得に伴う付加収入の増加の一方、震災・原発事故の影響で管内農地の約 8 割で作付ができず、農産物の販売事業や、肥料・農薬の生産資材にかかる購買事業ほかで取扱高が大幅減少し、この結果、事業総利益は前年対比 4 億 81 百万円減少の 26 億 66 百万円となりました。

事業管理費については、年間一時金の抑制による人件費の圧縮等、総体的に抑制しましたが、事業利益は前年対比 1 億 26 百万円減少の 29 百万円の欠損計上となりました。

特別利益は、JA グループ関係団体他からの義援金等により 31 億 52 百万円となりました。

特別損失は、災害損失の計上や災害損失特別勘定（震災被害を受けた固定資産の修繕費等）の繰入（32 億 13 百万円）、個別貸倒引当金（12 億 49 百万円）の計上等により、44 億 88 百万円となったことから、当期剰余金は 13 億 6 百万円の欠損となりました。

< 損益状況の推移(単体) >

(単位 ; 百万円)

	平成 24 年 2 月末 実績	平成 23 年 2 月末 実績	前年対比増減
事業総利益	2,666	3,147	481
うち信用事業	1,047	916	+131
うち共済事業	1,110	1,085	+25
うち購買事業	255	573	318
うち販売事業	161	337	176
事業管理費	2,696	3,050	354
うち人件費	2,046	2,175	129
うち施設費・減価償却費	395	535	140
事業利益	29	97	126
事業外収益	81	93	12
事業外費用	25	45	20
経常利益	27	146	119
特別利益	3,152	62	+3,090
うち義援金等	2,858	-	+2,858
特別損失	4,488	52	+4,436
うち個別貸倒引当繰入	1,249		+1,249
うち災害損失特別勘定繰入	2,155		+2,155
税引前当期利益	1,309	156	1,465
当期剰余金	1,306	78	1,228

(4) 自己資本比率の状況

当組合は、震災関連の損失を計上する一方で、再編強化法に基づく 99 億円の資本増強により、単体自己資本比率は前年度末（平成 23 年 2 月末）比 12.36 ポイント上昇して 25.21%、Tier 比率は同比 12.77 ポイント上昇して 23.49% となりました。

2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者等に対する信用供与の円滑化の方策

a 農業者等に対する信用供与の実施体制整備の方策

当組合は、信用供与の円滑化を適切に推進し、地域金融機関として、農業をはじめとする地域経済の発展に資する取組みをこれまで以上に強化するとともに、営農再開や生活再建に向けた管内における震災復興支援を万全に進めるため、以下の取組みを行っております。

(a) 緊急貯払い等への対応

震災直後においては、通帳やキャッシュカードを津波により流失した方、所持せず避難された方に対し、当面の生活資金目的の貯金払戻しにかかる便宜的な対応やカード・通帳再発行手続きを行い、避難した組合員・利用者の方々の利便性確保や生活維持のための支援に取組みました。

特に、原発事故に伴う避難地域に該当し管轄地区外で臨時店舗を開設している4店舗においては地区外・県外に避難された組合員・利用者に対して郵送等による書類のやりとりにより通帳・キャッシュカードの再発行を行いました。

また、全国のJAグループの協力の下、県外に避難されている等、当組合店舗まで足を運べない方への払戻し等にも引き続き対応しております。

<緊急貯払等対応件数>

(単位：件)

	平成24年2月期		平成25年2月期 (24/3~24/4まで)
	(震災以降~23/8)	(23/9~24/2)	
緊急貯払（便宜払い）	2,926	185	33
事故貯金受付登録（出金停止処理等）	631	-	-
カード・通帳再発行	311	35	8
計	3,868	220	41

(b) 避難された組合員・利用者への情報提供の強化

震災被害や原発事故の影響により、自宅を離れ仮設住宅等に避難・居住されている組合員・利用者への支援対応として、各担当支店により避難先を確認・リスト化しながら、LA（共済専任涉外）40名・MA（金融専任涉外）10名により組合員・利用者ご本人との直接面談を重視した訪問活動を強化（概ね涉外一人あたり週40先訪問）し、金融面のみならず営農・生活支援のための各種情報提供と組合員・利用者個別のニーズ把握に努めています。

また、避難した組合員・利用者の連絡先等について、管轄支店毎の確認結果（避難戸数5,409戸）に基づきデータベース化作業を行っており、かかる情報を組合内で共有することにより、組合員・利用者への支援態勢の整備を図っております。

平成 24 年 4 月に原発事故に伴う避難区域の見直し（立入が禁止されていた原発 20km 圏内の警戒区域が年間積算線量により再区分され、当組合管内の南相馬市小高区の一部で日中の立入が可能となる「避難指示解除準備区域」に見直し）が実施され、住民帰還に向けた準備が進んでいくことになりますが、こうした各区域の状況を踏まえながら、引き続き組合員・利用者のニーズに応じた各種情報提供を行ってまいります。

< 分野別各種情報提供内容の例 >

分野	情報提供及びサポート内容
金融	住宅再建のための住宅ローン相談（復興住宅融資含む） 生活支援のための JA そうま独自資金の案内 既存貸付案件の条件変更等に対する説明
共済	旧警戒区域（原発 20 km 圏内）避難者への申請手続き案内 被災住宅の保障内容の見直し 未加入世帯への加入案内
営農	地域内農地の放射線数値の周知 農産物作付にかかる情報提供 農産物損害賠償手続きの受任及び今後の対応説明
生活	仮設住宅入居者への移動購買による生活物資サポート 仮設住宅入居者への家庭薬配置促進による利用者健康管理 仮設住宅入居者への食材加入による栄養バランスサポート

(c) 訪問活動等の取組み

震災直後の原発事故に伴い、組合員・利用者の多くが当組合管外の県内外に避難させていたことから、店舗窓口に来店できない組合員・利用者への対応として、集団避難先への訪問等に取り組んでいます。

また、平成 23 年 10 月より毎月第二土曜日に「組合員宅一斉訪問デー」を設定し、避難区域等に該当する地域を除く管内全地域において、組合職員が組合員宅を訪問し（対象は正・准組合員宅の約 12,700 戸）情報提供を行うとともにご要望・ご意見を直接承る取組みを行っています。

加えて、仮設住宅に避難している高齢の組合員・利用者への生活支援として、平成 23 年 5 月中旬より週 1 回の頻度で移動購買を実施し、食料品・日用雑貨品の販売活動を行っています。

引き続き、組合内の各部門の連携による情報提供の取組みや、涉外担当者による日常的な訪問活動の強化を図りながら、管内の他、避難されている組合員・利用者にも配慮した取組みを進めてまいります。

(d) 相談受付体制（震災相談窓口担当者の指定）

被災された農業者等からの営農関連資金や生活資金等に関する幅広い相談を受け付け、適切な対応・支援を実施するため、平成24年2月より「震災相談窓口」を本店および全支店に設置し、震災相談窓口担当者を配置しています（総合支店・支店・出張所各1名（金融窓口担当役席者兼務）、本店金融共済部2名、計13名）。

震災相談窓口担当者は、農業者等からの相談を的確に把握し、相談内容に応じて営農担当者、融資担当者（扱い手金融担当者）、扱い手金融リーダー（本店）（注）等と連携のうえ、組合員・利用者が抱える個別の問題に対して迅速に解決策を提供しております。

注；扱い手金融リーダーとは、JAバンクとして地域の農業扱い手の事業展開を融資や情報提供面でのサポート強化を図るため、全JA・信連・農林中金（本・支店）に設置している農業融資の実務リーダーであり、行政・関係団体等の農業扱い手担当部署と連携する金融部門の窓口担当者です。

平成24年4月末までの営農関連の相談案件については、作付制限や風評被害の影響により農業収入が減少していることに伴う運転資金ニーズの他、被災した納屋・農業機械購入にかかる設備資金ニーズも寄せられ、こうしたニーズに対し震災特例融資を中心に資金対応を実施しております。

生活関連については、住宅建築や自動車購入にかかる資金ニーズの他、共済金等の入金により手元資金が一定程度厚めになっている状況から繰上返済にかかる相談も多く見受けられ、ニーズに応じた対応を実施しています。なお、「生活資金等の返済にかかる相談」のうち1件（住宅ローン）について金融円滑化の観点から条件変更対応を実施しました。

その他、相続手続きの相談や復興関連工事従事者向けの賃貸住宅建設についての相談を受けており、対応・継続相談を行っているところです。

<相談受付実績（平成24年2月～4月）>

分類	分類内訳	件数	うち完了
営農関連 (計56件)	(新規融資)運転資金の相談	11	11
	(新規融資)設備資金の相談	8	3
	補助金等の各種制度利用にかかる相談	16	15
	作付再開・農業基盤復旧にかかる相談	14	13
	その他	7	7
生活関連 (計32件)	住宅の再建等にかかる資金相談	7	4
	自動車購入等にかかる資金相談	12	10
	生活資金にかかる相談	6	5
	生活資金等の返済にかかる相談	7	7
その他		22	12
	合計	110	87

未完了案件には、手続中の融資実行予定案件も含まれている。

<相談内容の主な事例>

類型	相談内容と当組合対応
営農関連	<p>水稻・南瓜・椎茸等を生産していたが、原発事故に伴う出荷停止や風評被害により収入減少となったことから、運転資金を借入れしたい。</p> <p>【当組合対応】減収等の影響額、今後の農業経費等を考慮しながら、無利子の農家経営安定資金(原発事故対策)にて4,000千円の資金対応をいたしました。</p>
営農関連	<p>津波で流出したニラ栽培用のハウスを再建したい。</p> <p>【当組合対応】融資だけでなく補助金等を含め検討し、施設園芸補助金の活用を提案しました(事業費2,100千円)。</p>
生活関連	<p>自家用車の修理費用について借入できないか。</p> <p>【当組合対応】相談内容等を十分確認のうえ、「東日本大震災対応資金」(当組合独自の小口生活資金)にて1,000千円の資金対応をいたしました。</p>

(e) 臨時営業店舗での相談対応

警戒区域・計画的避難区域の指定により当組合管内に避難している南相馬市小高区及び飯舘村の組合員・利用者への対応として、区域指定により閉鎖している小高総合支店・福浦支店、飯舘総合支店・飯槌出張所の臨時営業店舗を南相馬市鹿島区及び同原町区に臨時営業店舗として開設し、各種相談・支援を行っております。

なお、平成24年4月の避難区域見直しを踏まえ、区域指定の内容、各地域の住民帰還の状況等を勘案しながら、最適な営業店舗・窓口の配置について検討してまいります。

<臨時営業店舗・総合相談JA窓口>

店舗名	住所・電話番号	取扱業務
小高総合支店 福浦支店	南相馬市鹿島区横手字川原185番地1 (鹿島総合支店施設内及び同敷地内仮設事務所) TEL.0244-46-4055 FAX.0244-46-4058	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談
飯舘総合支店 飯槌出張所	南相馬市原町区北長野字北原田310 (原町営農センター施設内) TEL.0244-24-3636 FAX.0244-24-5105	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談
飯舘村総合相談JA窓口	福島市飯野町字後川3番地1 (飯野交流館内) TEL.024-562-2120 FAX.024-562-2130	総合相談窓口 (支店・出張所への取次ぎ)

b 農業者等に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、管内の復興支援を万全に進めるべく、組合員・利用者の具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていく観点から、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次及び四半期毎に取組事項の検証や情報共有を行うこと等により、計画した実施事項の進捗管理を行っております。

(a) 本店管理部署・支店取組部署における進捗管理（月次）

当組合では、本店総合企画部を管理部署として、常勤役員、各部長・次長、総合支店長の参画により、平成24年3月より毎月「戦略企画会議」を開催し、信用事業強化計画における各施策及び計数実績等の進捗管理を行うとともに、被災者や管内営農動向等を確認しながら事業部門間の連携事項のあり方等について、進捗状況に応じた改善策の検討と対策に取り組んでおります。

直近では、原発損害賠償金の入金状況を踏まえ、関係する部・支店において個別組合員・利用者の動向確認の更なる徹底を行うよう指示しております。

「信用事業強化計画」においては、こうした月次進捗管理について「信用事業強化計画実績検討会」を設置し行うとしておりました。

その後、被災地域の復興・地域経済の活性化に取り組む上で、信用事業のみならず当組合全事業に関わる課題であること等を勘案し、理事会下部で重要な経営課題への対処を全事業の関係部署で協議する「戦略企画会議」にて進捗管理を行うこととしております。

さらに協議方法も、担当職員の個別行動目標にもリンクさせた計画項目毎の取組実績を整理・検証し、取組み不足がある場合には次月以降のテコ入れ対策を確認する等、P D C Aサイクルを一層重視した管理手法に変更して進捗管理を行っております。

(b) 理事会での進捗管理（四半期毎）

理事会においては、前記の「戦略企画会議」等での検討・協議を踏まえた信用事業強化計画の取組状況の報告を受け、計画の進捗状況等を確認・管理するとともに、地域の復興状況や組合員・利用者からの相談・ニーズ等に応じた信用供与の対応状況について検証する体制としております。

震災発生以降、毎月開催する理事会において、震災・原発事故からの復旧・復興を実践するための体制整備（「原発損害賠償・補償対策班」や「災害農地除塩・除染対策班」等の専担機能部署の設置）営農再開のための農業基盤復旧を後押しする対策（義援金等を活用した「JAグループ復興・重建義援金『農業生産基盤復旧・復興』の活用計画」の設定）等、経営課題に的確に対処しております。

今後とも、四半期毎に、設定した計画の進捗状況について管理・検証等を行い、計画遂行上必要と認識される施策等について、当組合各部署に対して個別実施事項の改善や取組み強化を指示してまいります。

(2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策

a 不動産担保または個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、福島県農業信用基金協会の保証制度（個人の場合、原則無担保・無保証）を活用し、農家経営安定資金や農業近代化資金等の震災特例融資を積極的に活用しながら、組合員・利用者の経営状況及び将来性や復興状況を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資を推進しています。

また、当組合独自の取組みとして「東日本大震災対応資金」を設定し、原則として無担保・無保証（限度額 100 万円）で対応することにより、被災組合員の生活復旧・再建支援に取り組んでおります。

なお、当組合では、平成 23 年 10 月以降、原則経営者以外の第三者連帯保証人を求めないこととする事務手続に内容を改正し、個人保証に過度に依存しない取組みを進めています。

<震災特例融資の状況>

資金種類	震災以降～平成 23 年 8 月		平成 23 年 9 月～24 年 2 月		平成 24 年 3 月～4 月現在	
	件数	対応金額	件数	対応金額	件数	対応金額
農家経営安定資金	8 件	39 百万円	44 件	288 百万円	7 件	31 百万円
農業近代化資金	-	-	1 件	10 百万円	1 件	6 百万円

<当組合独自に設定した資金の対応状況>

資金種類	震災以降～平成 23 年 8 月		平成 23 年 9 月～24 年 2 月		平成 24 年 3 月～4 月現在	
	件数	対応金額	件数	対応金額	件数	対応金額
東日本大震災対応資金	46 件	37 百万円	24 件	19 百万円	5 件	4 百万円

b 出資の機会の提供

当組合管内においては、国・県・管内市町村等の行政機関による復興計画に基づいて、除塩・除染等による農業基盤復旧に向けた取組みが着手されたところです。

今後、こうした基盤復旧の進展のなかで、農地等を集積し大規模化・法人化を目指す動向等が本格化することを想定して、管内の営農形態の動向・変化等を引き続き把握しながら、法人等の出資受入れによる財務安定化等のニーズにも応えるべく各種提案等を行ってまいります。

具体的には、アグリビジネス投資育成株式会社による出資等、官民の各種ファンドの活用機会に関して、農林中金福島支店とも連携のうえ、出資受入れを希望する法人等に対し適切に紹介・提案等を行うことを想定しておりますが、現状、当組合の紹介等に基づく取扱実績はございません。

注：アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JA グループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、農林水産省の監督を受ける機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

当組合は、震災後の平成23年7月から8月にかけて、全ての農業資金や住宅ローン等のお取引をいただいている組合員・利用者を対象に被災状況等の聞き取り調査を行いました（件数は、23年8月末時点で7,533件）。

その後も、各営業店舗において、被災状況等を踏まえた融資先の組合員・利用者との協議を継続的に実施しており、こうした対応を通じて、きめ細く組合員・利用者の状況等を把握しながら、円滑な信用供与に資する方策を立案し、一層の取組み強化を図っております。

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

震災発生以降、組合員・利用者の被災状況等を踏まえ、その申し出・相談に基づき、当組合では平成23年8月までの最大6か月の返済猶予対応（貸付金の償還猶予措置）を実施しました。平成23年3月から8月までの受付実績は357件、27億円となっております。

これら被災者等に対しては、順次、個別の状況等確認のうえ、返済計画を相談し、条件変更等の対応を進めてまいりました。

<震災後の条件変更対応状況>

（単位：件、百万円）

	平成23年度上期 (震災以降～23/8月)		平成23年度下期 (23/9月～24/2月)		平成24年度(現在) (24/3月～24/4月)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業関連資金	17	60	12	241	-	-
生活関連資金	164	1,631	2	38	1	18
うち住宅ローン	134	1,546	2	38	1	18
その他（農業外事業資金）	9	220	0	0	-	-
計	190	1,911	14	279	1	18

平成23年度上期に返済猶予対応受付した357件のうち、平成23年8月末までに190件・19億11百万円の条件変更を対応しました。条件変更対応案件のうち、住宅ローンが134件・15億46百万円と最も多くなっています。これ以外の167件については、7件は条件変更審査で下期に繰越し（下期に条件変更対応実施済）、それ以外の160件は返済猶予期間終了後、当初約定条件どおりの返済が再開されています。なお、平成23年度下期においては1件・71百万円の返済猶予対応を行いましたが現在は全額返済となっており、これ以降の返済猶予対応実績（件数・残高）はありません。

平成23年度下期においては、農業資金では秋口の農産物販売収入を見越した既往の返済条件の変更、生活資金では収入減少に伴う住宅ローン案件の条件変更等を実施し、14件・2億79百万円の対応実績となっています。

引き続き、組合員・利用者から返済猶予又は条件変更の申し出を受けた場合は、「金融円滑化に係る基本の方針」を踏まえ、組合員・利用者個別の状況に応じた相談対応・条件変更対応を継続して実施しております。

なお、各支店による個別の対応状況等については月次で本店金融共済部が確認し、信用供与の円滑化対応にかかる適切性の維持を図っています。

また、当組合では、私的整理ガイドラインに係る相談受付、申請手続の支援を行っていますが、平成 24 年 4 月末までに 18 件の相談を受け付け、うち 4 件については条件変更対応を実施、その他 14 件については手続き概要の説明・相談のみで終了し、私的整理ガイドラインの適用実績はありません。

引き続き、組合員・利用者の個別の状況等を確認させていただきながら、借入金返済についての個別相談に対応してまいります。

b 被災者に対する新規融資の対応状況

当組合は、震災以降、被災した組合員・利用者の営農再開・生活再建を支援するため、被災者に対する新規融資に積極的に取り組んでおり、その結果平成 24 年 4 月末までに 294 件・11 億 1 百万円の新規融資を実行いたしました。

<震災以降の新規貸出実行状況>

(単位：件、百万円)

		平成 23 年度上期 (震災以降～24/8)		平成 23 年度下期 (23/9～24/2)		平成 24 年度現在 (24/3～24/4)		震災以降 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業	制度資金	8	39	45	288	8	37	61	364
	うち農家経営安定資金	8	39	44	278	7	31	59	348
	うち農業近代化資金	-	-	1	10	1	6	2	16
関連	J A バンクの資金	5	10	3	60	1	2	9	72
	うち J A 農機ハウスローン	1	1	-	-	-	-	1	1
	うちアグリマイティー資金	4	9	3	60	1	2	8	71
生	農業関連融資 小計	13	49	48	348	9	39	70	436
活	災害復興住宅融資制度(公庫原資)	-	-	2	22	-	-	2	22
	J A バンクの資金	100	284	89	243	33	116	222	643
	うち J A 住宅ローン	8	167	8	138	6	78	22	383
関連	うち東日本大震災対応資金	46	37	24	19	5	4	75	60
	うち J A マイカーローン	46	80	57	86	22	34	125	200
	生活関連融資 小計	100	284	91	265	33	116	224	665
合 計		113	333	139	613	42	155	294	1,101

なお、上表の新規貸出のうち、被災状況等を踏まえて条件変更を実施した組合員・利用者に対し、新規に追加資金を対応した実績は 2 件・3 百万円(2 件とも「農家経営安定資金」で平成 23 年度中に貸出実行)です。

(a) 農業関連資金（制度資金等の震災特例融資等の積極的活用）

震災により損壊した農業施設の復旧等の直接被害への対応の他、原発事故に伴う農作物販売収入の減少等に起因する運転資金の需要が出ております。

こうしたニーズには震災特例融資である「農家経営安定資金」を中心に融資対応を実施し、平成24年4月末までに70件・4億36百万円の融資を実行しました。

（原発事故による風評被害に起因し所得が減少した農業者への融資事例）

【畜産・水稻農家への農業経営安定資金（原発事故・肉用牛）の対応事例】

畜産（肉用牛）と水稻を兼営する農家に対し、原発事故による水稻作付制限や肉用牛の出荷制限の指示を受け農業収入が減少したことから、不足する運転資金の使途で農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金、肉用牛経営緊急支援資金）を融資対応いたしました。

<資金対応の概要>

融資金額：25百万円

期間：10年（据置3年）

金利：0%（県とJAグループ福島による利子補給）

担保・保証：福島県農業信用基金協会保証

（地域農業復興組合にかかる融資事例）

【補助金つなぎ資金を融資対応する他、振込手数料を減免し、地域農業復興組合の運営を支援】

被災農地復旧のため、国の「被災農家経営再開支援事業」（地域の取組みとして経営再開に向け復旧作業を共同で行う農業者に対し支援金が交付される事業）を利用して設立された地域農業復興組合の運営にあたり、補助金受給前に先行して発生する初期費用等について、補助金入金までアグリマイティ資金（短期資金）を対応しました。

併せて、復興組合運営の支援の観点から、振込手数料等を減免対応しました。

<資金対応の概要>

融資金額：20百万円

期間：2か月

金利：1.975%（短期プライムレート基準）

担保・保証：組合役員の連帯保証

(b) 住宅関連資金（住宅金融支援機構の災害復興住宅融資での不足分に対する対応）

震災による管内の住宅被災状況は、全壊 2,692 棟・半壊 1,716 棟ですが、各市町村の復興計画においては、高台等への集団移転を始め、新たなコミュニティーづくりが検討・構想されております。

こうしたなか、住宅資金については津波被災地の一部の建築制限や、原発事故が将来的な生活設計にあたっての不透明要素となっていること等により、需要喚起の本格化には至らず限定的な実績にとどまっています。

当組合では、各営業店舗の「震災相談窓口」等での相談受付対応の他、住宅ローン相談会を継続開催することにより情報提供・資金提案等、組合員・利用者のニーズに応える取組みを引き続き行っております（平成 24 年 4 月末までの住宅ローン新規対応実績：22 件・3 億 83 百万円、災害復興住宅融資制度の新規対応実績：2 件・22 百万円）。

（災害復興住宅融資制度の融資事例）

【津波により流出した住宅の再建（土地取得・建物建設）】

新規の住宅資金ニーズに対して、震災後措置された制度を活用し、総投資額 30 百万円に対し、17 百万円の災害復興住宅融資を対応しました（なお、残額については自己資金にて充当されています）。

<資金対応の概要>

融資金額：17 百万円

期間：33 年

金利：当初 5 年 0%、5 年～10 年 1.14%、11 年目以降 1.67%

担保・保証：融資対象物件への抵当権・火災保険質権（制度の定めどおり）

<住宅ローン相談会開催状況；平成 24 年 4 月末まで>

・開催数 5 回（開催月：平成 23 年 5 月・8 月・10 月、平成 24 年 1 月・3 月）

・開催場所

平成 23 年内は 3 力所（当組合ローンセンター、相馬中村総合支店、原町総合支店）

平成 24 年 1 月以降は 5 か所（上記に加え、鹿島総合支店、新地総合支店）

・来店客数 33 人

(c) 生活資金の対応

震災からの復旧が進展していく初期の段階で、生活の必要のための資金需要が発生する状況において、津波等により被災した自家用車の再取得のための J A マイカーローンや、当面の生活資金等を賄うために当組合独自に創設した「東日本大震災対応資金」（限度額 100 万円。原則無担保・無保証。）により、組合員・利用者ニーズへの対応を行いました。

（平成 24 年 4 月末までの J A マイカーローン新規対応実績：125 件・2 億円、同「東日本大震災対応資金」：75 件・60 百万円）

(d) 今後の対応

営農関連資金の需要に関しては、地震被害に対する圃場の復旧、津波被害に対する除塩、放射能汚染に対する除染等の農業基盤の復旧について、管内市町村による復興計画に沿って進められることになりますが、現時点では計画策定・着手の段階であることから、今後の復興計画の取組み進展に伴って、農業関連の復興資金需要が本格化していくものと想定しております。

また、生活資金のなかで大きなウエイトを占める住宅資金に関しては、管内の復興計画については総じて着手された段階であること、地震を受けての建築制限の解除が一部にとどまっていること、原発事故の影響が未だ払拭されていないこと等により、こうした状況の改善が進むなかで、住宅再建ニーズは今後本格化していくものと想定しております。

引き続き、管内の組合員・利用者の状況等をきめ細かく把握しながら、営農再開・生活再建に向けた資金需要に対して的確に対応してまいります。

(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興対策組織の設立・体制整備

平成23年度中に策定し、当組合の通常総代会で承認を受けた「東日本大震災・原発災害復興対策（平成23年度修正事業計画）」の個別事項を着実に進めるための専任部署として、原発事故補償の実務等に関する組合員支援を行うため平成23年6月に「原発損害賠償・補償対策班」を設置、管内の農地基盤復旧に係る緊急課題に対処するため同年11月に営農経済部内に「災害農地除塩・除染対策班」を新設いたしました。

また、震災・原発事故からの復旧という経営課題に的確に対処するための総括部署として、平成24年3月に「総合企画部」を設置しました（計画立案・進捗管理を行う企画課3名と、電算・主計業務を担当する事務センター11名で構成）。

引き続き、被災地域における復興に資する方策を着実に実行するため、取組課題の重要度等も勘案しながら、必要な体制整備を進めてまいります。

b 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

ア 負担軽減等にかかる対応

地震・津波被害に伴う農地の耕作不能、原発事故の影響による農産物価格の下落等に起因する農業収入の減少、また地震・原発事故の影響による管内の企業活動の停滞等に起因する農外収入・給与収入の減少により、組合員・利用者においては既往債務の償還が難しくなるケースも発生しております。

当組合では、平成23年度（平成24年2月末まで）において、組合員・利用者への負担軽減策として最大半年間（平成23年3月から8月末）の返済猶予対応を実施しましたが、これ以降も金融円滑化の観点から、組合員・利用者等からの相談を受けた場合は、個別の状況等を確認したうえで引き続き条件変更対応を実施しております。

特に、農業者に対しては、無利子の震災特例融資の対応（農家経営安定資金、農業近代化資金等）により、営農継続等にあたっての資金調達にかかる負担軽減を図っています。

引き続き、組合員・利用者の個別の状況等を踏まえながら、条件変更等必要な対応を実施するとともに、既往債務の整理が必要と判断される場合については、税理士・弁護士等の専門家とも連携した債権・債務関係の整理のための協議や、私的整理ガイドラインの活用検討等により、個別の状況に応じた対策を実施してまいります。

<組合員・利用者への主な対応事例>

(農業資金の条件変更にかかる事例)

【(花卉農家)農業近代化資金の借入により設備投資を行っていたが、花卉・種苗用ハウスが津波で流出し、出荷困難となった組合員への対応】

既往借入金(17百万円)の当年度償還額の中間据置の設定及び最終償還期限の延長(1年間)による償還猶予とともに、無利子の震災特例融資(農家経営安定資金)により当年度の償還額を含めた運転資金を新規融資対応(2百万円)し、営農継続の支援を実施しました。

(生活資金の条件変更にかかる事例)

【JA住宅ローン利用者に対する条件変更対応:一般的な事例】

震災特例を活用して貸出期間を要領上最長35年の範囲内を38年に設定、3年間最終償還期限を延長することで償還猶予・条件緩和に対応、生活再建支援に取組みました。

イ 二重債務問題にかかる対応

組合員・利用者の事業の復旧に際し、二重債務問題への対応のため、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的に福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が設立されております。

現状、当組合において取扱実績はありませんが、こうした各機構の活用を念頭に置き、本店金融共済部が支店をサポートすることにより、組合員・利用者の置かれた状況・ニーズを適切に個別案件の対処方針へ反映させながら、負担軽減に資する機能提供を行うための体制を整備しており、今後顧客ニーズ等に基づいて順次対応を進めてまいります。

また、震災の影響により住宅資金に関し二重のローンを抱える被災者組合員・利用者に対しては、平成24年2月に福島県により措置された利子補給事業の申込を受け付けております(当該利子補給事業は、津波・地震で半壊以上の罹災証明書を受けた被災者が、新たに住宅資金を借り入れる場合、既往の住宅ローンにかかる5年間分の利子補給を行うものです)。

当組合において、現時点では対応実績がございませんが、金融店舗等にチラシを備え置きしてご案内をしており、引き続き組合員・利用者の個別の状況を踏まえて提案・相談対応等を実施してまいります。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、被災地の復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、組合員・利用者からの相談受付対応、涉外担当者等の訪問活動により把握する新規資金ニーズに対しては、関係機関(県・各市町村、農業信用基金協会、日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、福島県農業協同組合中央会・農林中央金庫福島支店、等)と連携して、低利・無利子等のメリットのある資金メニューの提案等、様々な解決策の提供を行っております。

特に、平成 24 年度は、生活関連資金に関し、農林中央金庫が実施する震災復興支援にかかるローンに対する利子補給制度（0.5%）を活用して、住宅やマイカー等のローン商品利用者の生活再建を後押しする取組みを進めてまいります。

< 農業関連資金の内容 >

貸付利率は平成 24 年 5 月 1 日現在

資金名	資金の内容
制度資金	
経営体育成強化資金 震災以降の取扱実績はありません。	日本政策金融公庫原資の資金であり、当組合が相談窓口および取扱金融機関として受付を行います。東日本大震災を受け、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。 対象者：認定農業者、主業農業者 資金用途：施設・機械・負債整理等 貸付限度額：5 億円まで（個人は 1 億 5 千万円まで） 貸付期間：28 年以内 貸付利率：18 年間は無利子（保証料は不要） 担保保証人：原則不要（保証については、法人の場合は代表者のみ、担保物件は融資対象物件に限る）
農業経営負担軽減支援資金 震災以降の取扱実績はありません。	営農に係る負債整理資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。大震災を受け、最長 10 年間（特認の場合は 15 年間）の無利子化措置が図られています。 対象者：主業農業者 資金用途：営農に係る負債整理 貸付限度額：所要金額の範囲内 貸付期間：10 年（特認 15 年）以内 貸付利率：10 年間（特認 15 年間）は無利子 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証・直接被災者は保証料負担なし）
農家経営安定資金 (東日本大震災農業経営対策特別資金) 震災以降の取扱実績： 59 件・3 億 48 百万円	東日本大震災ならびに東京電力福島第一原発事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために、当組合が相談窓口および取扱金融機関として受付を行います。大震災を受け、県と JA グループ福島による利子補給（助成）措置を行い、最長 10 年間の無利子化措置が図られています。 (平成 24 年 5 月 1 日時点の取扱期限：平成 25 年 3 月 12 日) 東北地方太平洋沖地震対策資金（地震・津波の被害を受けた農業者等を対象） 対象者：農業を営む個人・団体等 資金用途：施設等の復旧、営農のための運転資金 貸付限度額：500 万円まで 貸付期間：10 年以内 貸付利率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：不要（福島県農業信用基金協会の保証）

資金名	資金の内容
	<p>原発事故対策緊急支援資金（出荷制限・風評被害等の影響により収入減少した農業者等を対象）</p> <p>対象者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金用途：営農のため当面必要な運転資金及び福島県内での営農再開のため必要な資金</p> <p>貸付限度額：1,200万円まで（個人は1,000万円まで）</p> <p>貸付期間：10年以内</p> <p>貸付利率：無利子（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
農業近代化資金 震災以降の取扱実績 ：2件・16百万円	<p>東日本大震災により直接又は間接被害を受けた農業者については、平成23年5月から最長18年無利子かつ実質担保・保証人なしで融資を受けることが出来るようになり、当組合でも取扱金融機関として受付を行っています。</p> <p>本資金により、津波被害によって耕作地が浸水あるいは農機や施設等が流失する等の影響を受けている農業者の復旧・復興に向けた需資に対応しています。</p> <p>対象者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金用途：施設・農機具、果樹等植栽育成、家畜購入、長期運転資金等</p> <p>貸付限度額：2億円まで（個人は1,800万円まで）</p> <p>貸付期間：20年以内</p> <p>貸付利率：最長18年無利子</p> <p>担保保証人：必要に応じて担保、保証人が必要（福島県農業信用基金協会の保証・保証料負担なし）</p>
農業経営改善促進資金(新スーパーS資金) 震災以降の取扱実績 はありません。	<p>認定農業者及び六次産業化法認定者のための運転資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。</p> <p>対象者：認定農業者・六次産業化法認定者</p> <p>資金用途：農業経営改善計画の達成に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：2,000万円まで（個人は500万円まで）、六次産業化法認定者4,000万円まで（個人は1,000万円まで）</p> <p>貸付期間：1年以内</p> <p>貸付利率：年1.5%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

資金名	資金の内容
J A バンクの資金	<p>東日本大震災の影響を受けた農業者の負担軽減を図るため、J A バンク利子助成事業（ ）を活用したJ A 農業関係資金を相談・受付しております。</p> <p>J A バンクアグリ・エコサポート基金では、厳しい経営環境に直面している農業者に対して、農業経営の安定化・効率化を目的に、J A バンクの農業資金に対して最大年1.0%の利子助成を行っております。なお、利子助成の対象となる農業資金は「J A 農機ハウスローン」、「扱い手応援ローン」、「アグリスーパー資金」、「アグリマイティ資金」、「農業経営改善促進資金（新スーパー資金）」及び「農業近代化資金」です。</p> <p>（以下～の貸付利率は利子助成前の利率）</p>
J A 農機ハウスローン 震災以降の取扱実績： 1件・1百万円	<p>対象者：農業を営む個人・団体等 資金用途：農機具、パイプハウス購入等 貸付限度額：1,000万円まで 貸付期間：10年以内 貸付利率：年1.975%～2.550%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
扱い手応援ローン 震災以降の取扱実績はありません。	<p>対象者：農業を営み、J A の税務対応支援を受ける個人・法人 資金用途：農業生産・農業経営に必要な運転資金 貸付限度額：1,000万円まで 貸付期間：1年以内 貸付利率：年1.975%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
アグリスーパー資金 震災以降の取扱実績はありません。	<p>対象者：水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる個人・法人等 資金用途：農業生産・農業経営に必要な運転資金 貸付限度額：水田・畑作経営所得安定対策の交付金相当額及び対象品目の販売代金相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内 貸付期間：1年以内 貸付利率：年1.60%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
アグリマイティ資金 震災以降の取扱実績： 8件・71百万円	<p>対象者：農業を営む個人・法人等 資金用途：農機具購入、農畜舎建設資金、農産物加工・流通・販売に必要な資金、地域の活性化や振興を支援するための設備資金等 貸付限度額：所要金額の範囲内まで 貸付期間：原則10年以内 貸付利率：年1.1%～年1.2%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

<生活関連資金の内容>

資金名	資金の内容
制度資金	
災害復興住宅融資制度 震災以降の取扱実績 : 2 件・22 百万円	<p>住宅金融支援機構原資の資金であり、当組合が相談窓口および取扱金融機関として受付を行います。</p> <p>大震災を受け、平成 23 年 5 月から取扱いが開始となった融資制度であり、主に被災者が住宅再建を行う際に、当初 5 年間無利子、元金据置期間を 5 年（通常 3 年）に拡充した被災者支援のための住宅融資制度です。</p> <p>対象者：住宅が全壊、半壊、一部損壊された方（り災証明書を交付されている方）</p> <p>資金使途：住宅の新築・購入、補修</p> <p>貸付限度額：3,270 万円まで</p> <p>貸付期間：35 年以内</p> <p>貸付利率（注）：当初 5 年 年 0.00% 6 年～10 年目 年 1.05% 11 年目以降 年 1.58%</p> <p>（注）建設・購入の場合で特例加算部分は除く</p> <p>担保保証人：建物・敷地に第一抵当権順位の抵当権を設定。 火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p>
J A バンクの資金	
J A 住宅ローン 震災以降の取扱実績 : 22 件・3 億 83 百万円	<p>災害復興住宅融資制度は、金額の上限があることや面積要件があることから、被災者支援を目的に J A 住宅ローンの要件を緩和いたしました。</p> <p>具体的には、後順位での抵当権設定を可とするなどの対応を行っており、災害復興住宅融資制度と併せ、被災者の住宅再建支援を行ってまいります。</p> <p>対象者：組合員の方</p> <p>資金使途：住宅の新築・購入（中古住宅含む）、増改築資金等</p> <p>貸付限度額：5,000 万円まで</p> <p>貸付期間：35 年以内</p> <p>貸付利率：年 0.75%～4.02%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：融資対象物件（土地・建物）に原則として第一抵当権順位の抵当権を設定。 原則火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p> <p>保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会又は協同住宅ローン（株）の保証）</p>

資金名	資金の内容
東日本大震災対応資金 (当組合独自の小口生活資金) 震災以降の取扱実績 : 75 件・60 百万円	震災等により被災した組合員に対し、日常生活に関連する資金を融通する当組合独自に設定した資金で、限度額 100 万円以内・貸付期間 5 年以内・原則として無担保・無保証、にて対応することにより、被災組合員の生活復旧・再建を支援してまいります。 対象者 : 東日本大震災により被災された組合員及びその家族 資金使途 : 生活にかかる資金 貸付限度額 : 100 万円まで 貸付期間 : 5 年以内 貸付利率 : 年 0.5% 担保保証人 : 原則不要
J Aマイカーローン 震災以降の取扱実績 : 125 件・2 億円	津波被害によりマイカーが多く失われ、被災者の生活の足は奪われました。当管内・避難生活において、日々の生活にマイカーが必要不可欠であることから、J Aマイカーローンを取り扱っております。 対象者 : 組合員の方 資金使途 : 自動車・オートバイ購入、点検・修理、車検、運転免許取得、車庫建設(100 万円以内) 等 貸付限度額 : 500 万円まで 貸付期間 : 7 年以内 貸付利率 : 年 1.60% ~ 3.95% (保証料は別途必要) 担保保証人 : 不要 (福島県農業信用基金協会の保証)

c 地域の復興計画策定への参画

当組合は、地域の農業者を代表する立場として、管内行政の「復旧・復興計画」作りや、次年度の水稻作付等の管内農業基盤に関わる方針検討に積極的に関わるため、管内各市町村における復興連絡会議等に参画しております。併せて、中堅職員 1 名を南相馬市に、OB 1 名を相馬市に、それぞれ出向・派遣を行い、地域復興にかかる計画作り・運営に参加しております。

また、相馬地方の農業復興・振興を図ることを目的に当組合が事務局となり、行政（国：東北農政局、福島県：相双農林事務所他、管内市町村の農業担当部署及び農業委員会）関係団体（全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会、管内の土地改良区）の参画を得て、「相馬地方農業振興連絡会議」を平成 23 年 7 月に設立しております。

この会議においては、これまで、国による「東日本大震災復興交付金」の活用方法、農地の除塩・除染対策、農作物の放射性物質検査の状況等について意見交換・認識共有を図っております。

引き続き、地域の関係機関が一体となって復興・復旧に取組んでいくにあたり、当組合も積極的な役割を發揮してまいります。

<各市町村の農業復興にかかる計画概要>

新地町	【土地利用（農地の復旧・農業の復興）】 <ul style="list-style-type: none"> 除塩、排水機場・溜池の復旧、農業生産法人設立で大規模・共同経営化、水耕栽培・植物工場・観光農園等の新たな農業経営展開を支援
相馬市	【農業基盤整備】 <ul style="list-style-type: none"> 被災農用地の再整備と農業の早期再開（干拓堤防、排水ポンプ他） 農業法人の設立促進と支援 【経済対策のうち農業支援】 <p>干拓システム復旧 / 被災水田農業主の法人化 / 法人による復旧事業受注 / 土地改良区の経営支援 / 農業法人による新たな農業の模索</p>
南相馬市	【放射能物質による汚染対策】 <ul style="list-style-type: none"> 除染、農作物等の放射線量測定と情報開示（風評被害対策） 【土地利用】 <ul style="list-style-type: none"> 津波被害農地：農用地として再生する一方、農地以外として海岸防災林は再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用。 【経済復興（農林水産業の支援）】 <ul style="list-style-type: none"> 農地の再整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩
飯館村	【「までのブランド」の再生】 <ul style="list-style-type: none"> 既存産業の早期復興支援（農業者等の意向把握、資金負担の無い支援） 収入確保・生産基盤整備（営農組織づくり / 安心な生産のため圃場確保 / 独立検査機関・生産販売支援組織の設置 / 花卉をモデルにブランド化

d **被災地域の復興支援にかかる取組み**

当組合では、農業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、当組合の平成24年度事業計画及び各市町村の復旧・復興計画に基づき、次のような取組みを続けてまいります。

(a) **農業生産基盤の復旧対策**

津波被害により管内の農地の約38%が流出しましたが、平成23年より国の被災農家経営再開支援事業を活用し、市町村又は集落単位に地域農業復興組合が27組合設立され、被災農地の復旧（除草・がれき撤去作業他）にあたりました。

その後の除塩作業等の実施により平成24年度当初に管内の新地町・相馬市で約166haの除塩が完了し作付を再開した他、当年度内に南相馬市管内約33haの除塩実施により管内約200haの除塩が完了する見込みで、この結果、当組合管内の作付可能農地は約2,000haとなり、震災以前の管内全体の面積約9,000haに対し約4分の1弱の規模の農地復旧が実現することとなります。

農地復旧に関しては、今後段階的に除塩が進められる一方で、原発事故に伴う農地除染の完了時期が見通しづらい状況下にはありますが、引き続き管内行政等と連携を図りながら農業生産基盤の復旧対策を進めてまいります。

なお、当組合においては、全国のJAグループから寄せられた支援金を活用して、「JAグループ復興・再建支援金『農業生産基盤復旧・復興』の活用計画」を策定、平成24年度中に総事業費139百万円の規模にて、管内農業生産基盤の復旧・復興のための諸施策を講じております。

<「JAグループ復興・再建支援金『農業生産基盤復旧・復興』の活用計画」概要>

位置づけ	個別取組み内容
農家・生産組織 への助成事業 (事業費 128百万円)	除草作業への支援(津波冠水水田の生産基盤の復活) 除塩作業への支援(津波冠水水田の生産基盤の復活) 畜産生産振興への支援(飼養頭数減少から生産基盤拡大) 園芸生産基盤への支援(園芸用パイプハウスの導入支援) 重点園芸品目生産拡大への支援(重点品目の種子代金等1/3助成) 重点品目: プロッコリー、キュウリ、カボチャ、ネギ、春菊、ニラ、トルコギキョウ、菌床シイタケ、果樹苗木、他
農業生産基盤 の復旧・復興 (事業費 11百万円)	水稻展示圃設置事業(展示圃設置により作付誘導・普及拡大) 園芸品目復旧モデル展示圃設置事業(栽培新技術の実証展示圃を設置、新技術の普及拡大) 園芸新規品目モデル展示圃設置事業(新規品目の実証展示圃を設置、作付誘導や普及拡大を図る)

(b) 除塩・除染対策の取組み

除塩対策については、地域農業復興組合によるがれき撤去や除草等の後、各市町村の事業化確定を経て、平成24年3月より農用地除塩特定災害復旧事業による本格的な除塩工事が実施されています。当組合も管内市町村(新地町、南相馬市)より作業委託を受けて子会社や組合員農家とともに実際の作業に携わっています。

また、除染対策として、「安全・安心」な農畜産物生産と風評被害払拭のため、基本となる各市町村での除染計画策定を関係機関に要望し、当組合においても果樹生産部会の除染実演・説明(3回開催)等、除染講習会・実証事業等を実施し取組方針の検証を行いましたが、本格的な除染事業は市町村の計画に基づき平成24年度から実施されることになりました。

特に、前年度に続き平成24年度も水稻作付を自肅する南相馬市管内においては、試験田での栽培等により実証データを収集・検証することで、今後の作付再開において「安全・安心」な農産物生産を図るべく、取組みを進めてまいります。

また、当組合では、平成23年12月より「食品放射能測定システム」を2台導入し、食品に対する不安を払しょくするための放射能検査を実施しています(導入以降、24年3月まで検査件数1,173件)。

(c) 東京電力に対する原発事故農畜産物損害賠償対策

当組合では、福島県農業協同組合中央会等と連携のうえ、組合員8,828人から委任を受け、廃棄農産物、不耕作、風評被害による価格下落、営業損害等を対象として農畜産物損害賠償・補償請求の実務を実施しています。

平成23年度以降(平成24年4月末まで)農家賠償については103億53百万円の請求を行い、90億72百万円を受け取りました。

また当組合の事業自体の損害賠償については、逸失利益・財物価値の減少・追加的費用等について賠償請求を行っており、農産物損害賠償に伴う販売手数料等と合わせ、平成 23 年度上期分として 2 億 80 百万円の請求に対し 2 億 56 百万円を受け取りました。

今後も被災農家組合員の立場に立った賠償・補償請求対策を継続してまいります。

(d) JA出資型農業生産法人による農作業受託・農業経営

管内農業の担い手と共に存しつつ、地域農業基盤強化と農業振興を図ることを目的に、平成 23 年 10 月に JA出資型農業生産法人「(株)アグリサービスそうま」を設立し当組合子会社による農業経営・作業受託を開始しました。

設立直後の前年度は、農地利用集積円滑化事業（利用権設定）により、管内の相馬市・新地町の組合員との賃貸借契約を締結し、業務用玉ねぎを 1.6ha 作付したほか、休耕田 4ha の草刈・耕起作業等を行いました。

平成 24 年度については、畑作に加え水田 10ha の集積を行い主食用水稻の生産を行うこととしてあります。また、農作業受託事業においては、田植・刈取作業の受託 10ha のほか、津波被災農地の復旧のための除塩作業についても当組合と連携しながら取組んでおり、管内の新地町において 66ha の作業を実施した他、今年度内に南相馬市内の約 33ha の農地除塩作業を実施する予定です。

引き続き、生産基盤の復旧・復興にあたり農地の面的集積に向けた管内各地域の協議等に参画しながら、法人の利活用を訴求してまいります。

e 人材育成と活用

被災地域において農業者をはじめとする被災者等からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成を図るため、各種資格取得や研修受講を奨励しております。

平成 23 年度は、当年度に創設された JA バンク農業金融プランナー資格制度について、検定試験を経て 8 名の職員が資格を取得しており、今後とも営農再開に向けた管内の動きが本格化するなかで、多様化・専門化する農業者等の金融ニーズに応えてまいります。

また、融資担当者の対応能力の向上のために協同セミナー通信研修の各コース（農業融資、JA バンクローン基礎、JA 住宅ローン基礎）の受講を奨励するとともに、研修受講成果の具現化のための協同セミナー主催の各種信用事業検定の受験も奨めてまいります。

また、FP 資格者及び宅建資格者が、組合員及び地域住民の生活再建に向けて、相続・贈与・税務・宅地取得等の相談により専門的に対応すること等により、震災前の生活再建に向けた役割を果たしてまいります。

< 資格取得状況 : 平成 24 年 4 月末時点 >

資 格	取得者数
金融法務相談員	27 名
税務相談員	20 名
年金アドバイザー	16 名
F P	2 名
宅地建物取引主任者	5 名

(5)その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

a 創業または新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化の方策

新規就農や六次産業化等、新分野への進出取組みへの支援は、被災地域の復興・活性化を促進させる観点から有意な取組みであり、管内農業基盤の復旧状況等を見極めながら、新分野への取組み支援等に取り組んでまいります。

(a) 新規就農に対する支援

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域農業の活性化を図っていくうえでは、新規就農の誘致及び定着の支援をしていくことが必要との認識から、県・市町村と連携した就農相談会において情報提供を行います。また㈱アグリサービスそうまと連携し農業技術研修の場を提供するとともに、信用部門と連携し初期投資・運転資金等のニーズに対応してまいります。

(b) 六次産業化に対する支援

当組合では震災前は地元農産物（大豆、米、南瓜、加工トマト）を原料に、納豆、味噌、焼酎、米粉うどん、トマトジュース等六次産業化の取組みを進めてまいりました。今回の震災・津波により納豆の加工施設が壊滅したほか、一部品目の作付等についても原発事故による放射能汚染により制限が加えられております。

今後は、加工施設の復旧及び農地除染作業の進行状況を見極めながら六次産業化の取組みを進めてまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化の方策

組合員の農業経営の健全化を図るために開催した平成 23 年度の「農業税務研修会」では、不耕作等に伴う原発事故補償金の取扱い方に力点を置いて説明・解説を行いました。また、JA 情報マネジメントを活用した決算書の作成支援、派遣税理士による税務申告支援を各営農センター単位に開催し、相談機能を提供しております。

（「農業税務研修会」の実施状況）

- ・ 平成 24 年 1 月に、当組合本店において管内全域を対象とした研修会を 2 回開催。
- ・ 平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、各支店・営農センター毎に研修会及び個別指導会を実施（研修会は 3 か所・3 回、個別指導会は 5 か所・9 回）

その他、除染・農地復旧の進行による作付再開に向けて、関係団体や市町村と連携し、水稻や果樹等の生産部会毎・作物毎に除染手法の実証研究・研修会等を実施しました。

(除染にかかる説明会等の実施状況)

- ・ 果樹生産部会において、平成 24 年 3 月に 3 回実施(なし部会除染実演説明会、新地町いちじく部会除染説明会、新地町りんご除染説明会)。
- ・ 畜産関連の生産部会等において継続的に除染手法等の説明会を実施した他、飼料・稻わらに関する放射線対策について指導実施。
- ・ 水稲関連では、放射性物質の吸着資材(ゼオライト等)の効果検証、放射性物質の影響に関するデータ集積を目的に試験田を設置(管内 155 か所)。

c 早期の事業再生・生活再建に資する方策

当組合管内においては、各市町村の復興計画に基づき被災農地・排水整備等の農地復旧作業が行われておりますが、今後、農地復旧と併行して各市町村が作成する「経営再開マスタートップラン」の検討段階より参画して、集落営農の再構築や地域農業の中心となる経営体への農地集積等の推進等にあたり、経営相談対応とともに経営計画や資金需要等に応じた必要な金融面での対策を講じてまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化の方策

震災発生以前より、営農部門と信用部門が連携し、担い手農家を訪問し相談対応を行うとともに、経営・税務等に関する事業承継の研修会・相談会を開催しております。

平成 23 年度については、震災直後の復旧対応等の影響もあり、かかる研修会等の開催実績はありませんでしたが、平成 24 年度は 10 月以降順次実施を予定しており、引き続き当組合で解決できない相談・課題等に適切に対応するため、社労士・税理士等外部専門家と連携し事業の承継に対する支援を行ってまいります。

e 地域や組合員・利用者への積極的な情報発信

当組合は、経営状況等について、ディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組み状況(東日本大震災に伴う各種対応、各事業所の環境放射線モニタリング結果、等)についてもホームページや広報誌「ひろば」等を通じて継続的に情報発信しております。

また、平成 23 年 11 月には、当組合主催イベント「JA震災復興まつり」を開催し、組合員・利用者の他、地域住民の間でのコミュニケーション・絆づくりに一定の貢献を果たしました。なお、今後も同様のイベントを毎年継続開催していくこととしております。

今後も、組合員・利用者からの信頼を高めるため、農業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取組みを継続してまいります。

3 剰余金の処分の方針

平成 24 年 2 月期決算におきましては、震災復旧に伴う経費増加とともに、今後の震災・原発事故の影響が不透明ななかで保守的な資産自己査定による引当金の積み増し等により、当期剰余金は 13 億 6 百万円の損失計上となつたことから、配当可能利益の確保ができず、誠に遺憾ながら優先出資・普通出資ともに無配とさせていただきました。

今後につきましては、引き続き信用事業強化計画を着実に実践し、出資配当を行える財務状態への回復に向けて、取り組んでまいります。

なお、優先出資の配当を行ったうえで、普通出資の配当が可能となった場合においても、普通出資の配当にあたっては、地域農業・経済の活性化への貢献を果たすため、当組合の収益改善や内部留保の蓄積状況を踏まえ適切な配当水準を検討してまいります。

4 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保の方策

(1) 経営管理体制

当組合は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される総代会の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される理事会が業務執行を行っており、理事会は原則月 1 回開催しております。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、当組合の本店・支店の全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき計画どおり実施しています。

監査結果は、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を四半期毎に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み

当組合では、場所別・部門別の経営分析を実施しており、収支構造や課題等を把握し、事業利益等を重視した経営管理を実施しております。

東日本大震災・原発事故による事業基盤の変化を受けて、場所別・部門別損益管理に引き続き取り組み、地域の復興状況等を踏まえ、部門毎の業務改善や、必要に応じ金融店舗の再配置等を継続的に検討しております。

なお、営農センターについては、原発事故に伴う農作物作付規制等を考慮し、新たなそうま産ブランドの確立に向けノウハウ等の共有を図るべく広域指導体制に移行すること等を目的に平成24年4月に3広域センターに集約・統合を実施しました。今後、金融店舗についても避難住民の帰還動向等を踏まえた利便性維持・向上対策や合理化対策等の観点から、支店統廃合・再配置を検討してまいります。

(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、これらに基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

今後とも、この管理体制による適切なリスク管理に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店金融共済部に審査管理課を設置し、各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等体系的な規程・手続きを整備し、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を適正に行っているほか、不良債権については個別の管理方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

平成 24 年 2 月期決算では、被災状況の聞き取り調査やその後の情報収集、担保物件の確認等、期中に継続的に把握している情報に基づき、また今後の震災や原発事故の影響等を加味したうえで、出来る限り保守的に自己査定を行い、貸倒引当金を 12 億 49 百万円計上いたしました。

今年度以降についても、震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用事業部門等の関係部署が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、状況把握に継続的に取組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

こうした情報等を適切に踏まえたうえで、リスク管理部門が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、「被災債権の管理方針」に基づく金融円滑化を念頭に置いた債権の管理に努め、被災状況や生活再建状況に応じた適切な金融サポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでまいります。

また、理事会は、被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月、かつ必要に応じて隨時に受け、必要な改善策等を指示する等、適切にリスクを把握・管理してまいります。

c 市場リスク管理

当組合では、「JA バンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の 3 分の 2 以上を農林中金に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM (資産・負債管理) を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、経営層で構成する ALM 委員会を四半期毎に開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定しています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針等に基づき、有価証券の売買やりスクヘッジ（損失等の危機回避）を行っています。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、四半期毎にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで、運用調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務・システム・法務等について、事務手続にかかる各種規程を決め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自主検査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。なお、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しています。

以 上